

序章 住生活基本計画の目的と位置づけ

1. 背景と目的

西尾市では、平成 21 年 12 月に住生活基本計画を策定し、これまで総合的かつ長期的な視点から住宅施策を推進してきました。しかし、平成 23 年 4 月の幡豆郡三町との合併等により、住宅施策の新たな方向を目指していく必要が生じています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、これまでの防災対策の抜本的な見直しを進めていく必要が生じているほか、少子高齢化や人口減少など、中長期的な社会経済環境の変化への対応が求められています。

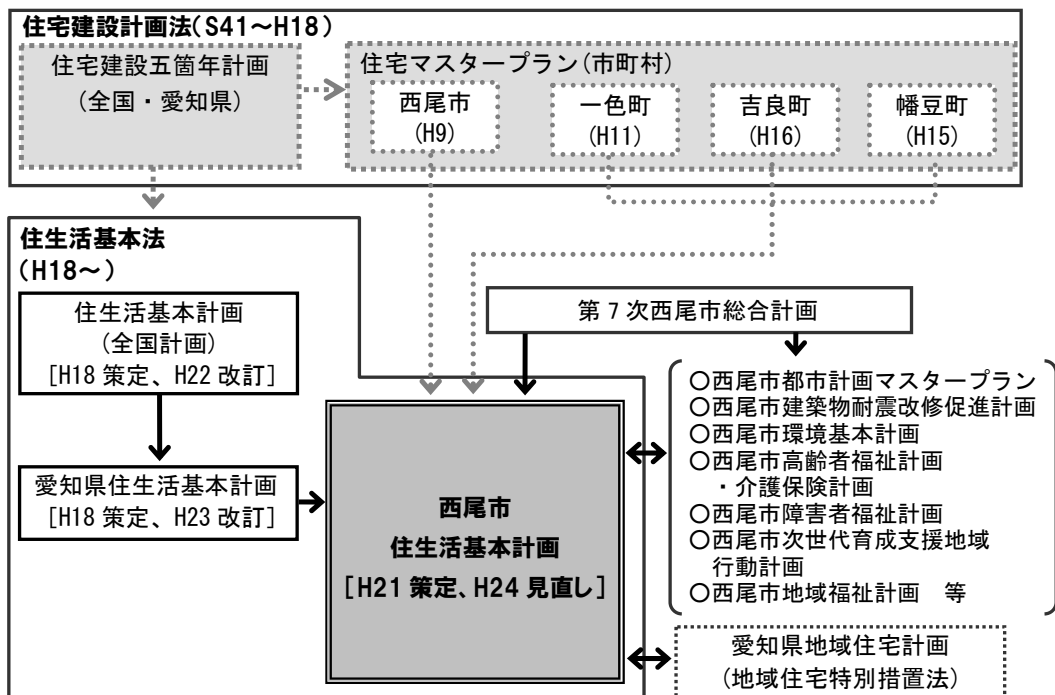
一方、市の最上位計画である西尾市総合計画は、第 7 次計画が平成 25 年 3 月に策定されました。国や愛知県においても、住生活基本計画の見直しが、それぞれ平成 23 年 3 月、平成 24 年 3 月に行われています。これら上位計画と西尾市の住宅施策との整合を図ることが求められています。

そこで、時代の要請や市民ニーズに応じた住宅施策を体系的・総合的に推進するため、近年の住宅施策の動向及び西尾市の地域特性や住宅事情、居住ニーズ等を整理・分析した上で、住宅施策の目標と展開方向、施策推進のための戦略計画等について検討し、西尾市における住宅施策の指針を定めることを目的として住生活基本計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本計画で策定が定められている国の「住生活基本計画（全国計画）」や愛知県の「愛知県住生活基本計画 2020」を踏まえた、本市の住宅施策に関する基本計画です。

また、本市の「西尾市総合計画」の住宅・住環境に関する分野別計画で、「西尾市都市計画マスタープラン」などの関連計画との整合性を図りつつ、推進する計画です。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とし、社会経済情勢等の変化に応じ、適宜必要な見直しを行います。